

令和4年度

丸森町看護職員修学資金修学生募集要領

宮城県丸森町

1 制度の目的

この制度は、丸森町の保健医療サービスの安定した提供に向けた看護職員の充足を図るため、将来、町職員である看護師又は保健師の業務に従事しようとする意思をお持ちの方を対象に、修学に必要な資金を無利子で貸与するものです。

看護師等の養成施設を卒業後丸森町の職員として採用され、看護師又は保健師の業務に定められた期間従事された場合は、修学資金の償還が免除されます。

2 応募資格

将来、町職員である看護師又は保健師の業務に従事しようとする意思を有する方で、次のいずれかに該当する方です。

(1) 看護師又は保健師の養成施設（大学、学校又は養成所）に在学している方

* 学校：学校教育法第1条に規定する短期大学・高等学校（看護科）

* 養成所：厚生労働大臣が指定する専門学校・看護学校

(2) 大学院の看護に関する修士課程に在学している方

3 貸付内容等

(1) 貸付額 月額8万円以内です。

(2) 貸付利子 無利子です。

(3) 貸付期間

学校等に入学した月から卒業又は終了する月までの間で町長が定める期間です。

(4) 貸付時期

4月から6月分を4月（1年目の場合のみ6月）に、7月分から9月分を7月に、10月分から12月分を10月に、1月分から3月分を1月にそれぞれ貸し付けます。

(5) 貸付方法 指定していただいた口座への振込みとします。

(6) その他

2年目以降は、年度当初に交付申請書及び在学証明書を提出していただきます。

修学状況の確認のため、毎年度成績を証明する書類を提出していただきます。

4 募集人数

3人の予定です。

5 選考方法

- (1) 貸付対象者は、書類審査及び必要に応じて面接を実施して決定します。
- (2) 面接の実施日は、後日ご連絡します。

6 応募方法

(1) 申請書及び提出書類

丸森町看護職員修学資金貸付申請書（様式第1号）

履歴事項等調書（様式第2号）

戸籍抄本

養成施設の合格証明書（写）又は在学証明書

養成施設に納付する費用が確認できる書類

住居費及び通学費が確認できる書類

直近1年分の納税証明書（保護者又は親権者のもの）

保健師籍又は看護師籍に登録されていることを証明する書類
（修士課程に在学している方のみ）

- * 申請書は町ホームページにも掲載しています。

《<http://www.town.marumori.miyagi.jp/>》

- * 申請には、保護者又は親権者の署名押印が必要です。

(2) 応募方法

申請書及び提出書類を丸森町役場保健福祉課に提出してください。

受付時間は、土・日・祝日等を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

郵送の場合は、簡易書留などの記録が残る方法とします。

提出される場合は、丸森町役場保健福祉課 保健予防班
(0224-72-3019) へ事前に御連絡ください。

7 連帯保証人

- (1) 貸付けに際しては、2名の連帯保証人が必要となります。
- (2) 連帯保証人は、独立した生計を営み、修学資金の償還等の責任を負うことができる資力を有する方とします。
- (3) 連帯保証人のうち1名は、原則として申請者の保護者（親権者）とし、もう1名は、申請者と生計を同じくしていない方とします。

8 修学資金の償還

- (1) 次の要件のいずれかに該当する場合は、町長が指定する日までに貸付けを受けた修学資金を償還していただきます。

養成施設を卒業した日から1年以内に看護師等の免許を取得しなかったとき。

免許取得後又は大学院修士課程修了後2年以内に町職員として業務に従事しなかったとき。

の期間内に町職員として業務に従事したが、次のいずれかに該当するとき。

ア 貸付月数の1.5倍に相当する期間以上従事しない場合

イ 死亡・心身の故障以外の理由のため業務を続けられない場合
貸付けを取り消されたとき。

- (2) 償還方法

次のいずれかの方法により償還していただきます。

月 賦（均等償還）

半年賦（ " ）

年 賦（ " ）

一括払い

- (3) 償還期間

(1)の ～ の場合は貸付期間に相当する期間で、(1)の の場合は
は取消し後直ちに償還していただきます。

- (4) 延滞金

定められた期日までに償還されない場合は、償還期日の翌日から
償還日までの間、原則として年14.6%（1か月を経過する日までの
期間は、年7.3%）の延滞金を支払わなければなりません。

9 償還の猶予

次の要件のいずれかに該当する場合は、修学資金の償還の猶予を受けることができます。

- (1) 貸付取消し後も引き続き養成施設等に在学している場合
- (2) 養成施設等卒業後に他の学校等に修学している場合
- (3) 大学院の修士課程修了後に博士課程に修学している場合
- (4) 看護師等の免許取得後又は修士課程修了後2年以内に看護師又は保健師として業務に従事している場合
- (5) 病気・負傷・災害等のやむを得ない事情により償還が困難と認められる場合

10 償還の免除

- (1) 看護師等の免許取得後又は修士課程修了後2年以内に看護師又は保健師として採用され、その業務に引き続き従事した期間が貸付月数の1.5倍に相当する期間以上となったときは、修学資金の償還が免除されます。
- (2) 引き続き業務に従事した期間が貸付月数の1.5倍に満たない場合でも、勤務割合に応じて免除することができます。

11 注意事項

- (1) 町職員への採用は、別に試験を実施して決定することとなります。
- (2) 提出いただいた書類は、受付後は一切お返しできませんので、ご了承ください。
- (3) 応募に際し提出いただいた個人情報、修学資金貸付事務以外には使用いたしません。
- (4) この要領のほか、「丸森町看護職員修学資金貸付条例」と「丸森町看護職員修学資金貸付条例施行規則」をお読みいただき、本制度の内容を十分確認してください。

【申込み・お問い合わせ先】

〒981-2192

宮城県伊具郡丸森町字鳥屋 48 (保健センター内)

丸森町役場保健福祉課保健予防班

0224-72-3019

《町ホームページ》<http://www.town.marumori.miyagi.jp/>